

議案第 13 号

西海市農村環境計画策定委員会設置条例の制定について

西海市農村環境計画策定委員会設置条例案を次のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市農村環境計画策定委員会設置条例

(設置)

第 1 条 農村地域における自然環境の保全、生産環境の整備及び快適な生活環境の実現を目指す農業農村整備事業を総合的に実施するため、環境保全の目標やこれを達成するために必要な施策の基本方針及び対応方を定めた西海市農村環境計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項の検討及び調整を行うため、西海市農村環境計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、本市の計画の策定に関する事項について調査審議し、その意見を答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が完了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）に定めるところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席した者には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年西海市条例第40号）の規定により、費用弁償を支給する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、西海ブランド振興部において処理する。

(補則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。